

香芝市訓令甲第3号

各 部 課
各出先機関

会計帳票等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

会計帳票等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

会計帳票等の様式に関する規程（平成29年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第37号様式から第39号様式までの規定中「決裁権者」、「会計管理者」及び「管財課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。